

議案第 62 号

議決第 号

始良市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の件

始良市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

2020年（令和2年）5月15日提出

始良市長 湯元敏浩

始良市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

始良市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成22年始良市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(8) 感染症防疫作業手当

第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

(感染症防疫作業手当)

第10条 感染症防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当は、感染症防疫に従事する職員が、感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合において、感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護若しくは感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の危険がある物件の処理作業に従事したとき又は伝染症の病原体を有する家畜若しくは伝染症の病原体を有する疑いのある家畜に対する防疫作業に従事したときに支給する。

2 前項に規定する手当の額は、従事した日1日につき290円とする。

附則に次の見出し及び2項を加える。

(感染症防疫作業手当の特例)

3 職員が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。以下同じ。）が流行している地域を発航した航空機若しくは航行中に新型コロナウイルス感染症の患者があった船舶のうち市長が定めるものの内部又はこれに準ずる区域として市長が定めるものにおいて、新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係

る作業であって市長が定めるものに従事したときは、感染症防疫作業手当を支給する。この場合において、第10条の規定は適用しない。

- 4 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円）とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。